

保育所等の利用に向けたオンライン説明会 事前質問と回答

※下記回答について、保育所等（認可保育所等）に関する回答となっていますので、認可外保育施設については、各施設に直接お問い合わせくださいますようお願いいたします。

No.	分類	質問	回答
1	申請	令和8年6月の利用申請を検討している場合も、年内の説明会には参加しておいた方が良いでしょうか。	令和7年9月27日（土）に令和8年度の保育所等の申請に関するオンライン説明会を開催します。申請書の記載方法などを説明するので、令和8年度に保育所等への申請をお考えの方は参加いただけたらと思います。
2	申請	令和8年6月の利用申請はいつ行えばいいですか。	4月1日以降（5月～翌年3月）の入所について、例年、利用希望月の前月10日（土・日曜、祝日の場合はその前の開庁日）を締切として申請を受け付けています。受付開始は、希望月の概ね2か月前からです。なお、正確な締切日については、令和7年10月発行予定の「令和8年度 保育所等・幼稚園・認定こども園利用案内」をご参照ください。
3	申請	令和8年の4月に引越しをする予定です。引越し先は未定ですが、その場合に4月の一斉募集の申請はどのような流れになりますか。	引越し先や時期によって申請方法が異なりますので、詳細はお問い合わせください。下記は引越しの例とその場合の申請方法等です。 ①川崎市内で引越し 申請日時点で、住民票のある区役所に申請してください。なお、転居後、転居先の区役所児童家庭課へ住所変更の申請をしてください。 ②他自治体から川崎市へ利用希望日（令和8年4月1日）までに引越し 転入予定を確認できる書類（売買契約書等）がある場合は、一次利用調整から調整対象となり、川崎市在住者と同等の扱いとします。一次利用調整の締切日までに川崎市の転入先区役所に直接申請してください。 転入予定を確認できる書類がない場合は、川崎市外在住者の扱いとなるため、二次利用調整からの調整対象となり、利用調整上は、川崎市在住者が優先となります。二次利用調整の締切日までに川崎市の転入先区役所に直接申請してください。 いずれも、転入後に改めて教育・保育給付認定（変更）申請書を転居先区役所児童家庭課に4月1日までに提出してください。 ③他自治体から川崎市へ利用希望日より後（令和8年4月2日以降）に引越し（川崎市外在住の扱い） 申請時点でお住まいの市区町村に、川崎市の書式で申請いただき、その市区町村から川崎市に協議する形となります。他自治体を通しての申請となるため、お住まいの市区町村にいつまでに提出すればよいかあらかじめご確認ください。なお、二次利用調整からの調整対象となり、利用調整上は川崎市在住者が優先となります。
4	申請	平日休みの場合も預けられますか。	曜日・時間帯に関わらず、月64時間以上の就労であれば保育所等の利用は可能です。ただし、保護者が在宅している際は原則的に利用できませんので、実際に利用する曜日や時間については、保育園に直接ご相談ください。
5	申請	認可保育園について、通勤時間含めると8時間以上になる場合、標準保育時間になりますでしょうか。	そのとおりです。保育標準時間の目安は、月120時間以上の就労などをしている、もしくは休憩や通勤を含んで8時間を超える保育を必要とする場合です。

6	申請	年度途中で認可外保育施設に入っていて、新年度から認可を希望する場合、転園は難しいですか。	認可外保育施設をご利用中の方については、利用調整時の世帯の保育の必要度合のランク・指数等において、認可外の利用状況に応じた指数が加算されます。詳しくはお問い合わせください。 なお、認可保育所同士の転園の場合は、入所後の転居やきょうだいが別の園といった理由がない限り、認可保育所等を利用していないお子さんの申請の方が優先されます。
7	申請	保育園選びで一番重要視すべきことは何ですか。	「よい保育施設の選び方 十か条」（厚生労働省HP）にチェックポイントがまとまっているので、参考にしてください。何を一番重要視するのかは、ご家庭の考え方やライフスタイル等で異なるものですので、是非、「よい保育施設の選び方 十か条」を見ながらご家庭でお話しいただけたらと思います。
8	利用調整	最近の保育園申込みで、どれくらいの割合で希望が通っていますか。	認可保育所等については、市ホームページにこれまでの利用調整結果として、月ごとに、保育所ごとの申請数、内定数を公表していますので、参考にしてください。 なお、中原区全体の令和7年4月の一次申請の内定率は、全体で約8割、0歳児で約9割、1歳児で約8割となっています。区内でもエリアにより状況が異なりますので、目安として参考にしてください。
9	利用調整	優先順位について、どういうパターン(両親フルタイム勤務、介護、妊娠など)でどのくらいの人が入所できているのかわかれば教えてください。	
10	利用調整	待機児童はどれくらいいますか。	川崎市における待機児童数について、国が定める「待機児童数調査要領」に基づき算定した結果、令和7年4月1日時点で「0人」となっています（令和3年から5年連続）。なお、「待機児童」としてカウントされない認可外を利用しながら空きを待っている等の「保留児童」は、育休関係での申請を除き、川崎市全体で760人です。
11	利用調整	年度途中での入園を考えていますが、中原区で保育園に入りやすい時期は、やはり4月となるのでしょうか。年度途中での入園だと、希望の保育園になかなか入りにくい等ありますか。	「入りやすさ」については、希望する園の年齢クラスによって異なるため、一概には言えませんが、年度（4月～翌年3月）中では、各園とも4月の受入人数が最も多いため、年度初めの4月が最も希望園の選択肢を広げられます。5月以降は、定員に達していなかったり、退園者が出るなど、各園の受入可能数を毎月確認して利用調整を行っています。いつ空きが出るかの予測は難しく、年度内に全く受入がない場合もあります。 なお、市ホームページでは、月ごとの「認可保育所等の受入可能数」を過去4年分公開しています。また、7月末頃に、令和7年4月一次利用調整において内定者のボーダーとなったランク・指数等も公開予定ですので、参考にしてください。
12	利用調整	4月以外に入所しやすい時期がありますか。	
13	利用調整	同ランクの場合は年収順で優先的に希望園に入園が決まるとのことですが、年収順というのは年収帯(〇〇万円～〇〇万円)によるのか、または正確な年収(1円単位)によるのか、どちらですか。	ランク・指数・項目が同じ場合は、まず子どもが3人以上の世帯、次に所得の低い方の世帯の順となり、所得の比較は1円単位まで金額を確認しています。なお、所得が低い方が優先されるのは、保育所等は児童福祉施設であるためです。
14	保育料	週3～4日勤務で認可保育園に入ることができた場合、保育料は週5日の場合と同額でしょうか。	同額です。利用日数に関わらず、保育料は月単位となります。
15	保育料	朝7時から預けられる園もありますが、早く預けるのにかかる料金は園によって違うのか、一律でかからないのか教えてください。	勤務時間や通勤時間などの事情により、お子さんを送り迎えできない場合に利用する「延長保育」では、各園の開所時間（7:00～18:00、7:30～18:30等）を超えた場合に延長保育料がかかります。料金は朝・夕や時間数により異なりますので、利用案内P26、27を参照してください。なお、延長保育の実施決定は、園の承諾が必要ですので、詳細な利用条件等は、園の見学時等にご確認ください。